

## 協同農業普及事業の実施に関する方針

### ～これから取り組む普及活動～

#### 担い手の確保・育成に関すること（新規就農者の育成）

- 地域や産地で新たな担い手を確保していく取り組みを支援
- 農業労働力を確保していく視点を加え、JA や市町と新規就農者を確保・育成していくことが重要

#### 地域・産地の核となる経営体の育成に関すること

- 地域や産地を守るため頑張っている農業者を支援
- 農業者の経営継続という視点やリーダー育成が重要

#### 産地への支援に関すること

- JA や市町と連携体制をとり、地域の合意形成を促進し園地の整備や集約化、新たな作目の導入、産地間連携など産地の構造改革に取り組む農業者を支援
- 産地としての生産量（出荷量）を確保し農産物を安定供給するという継続性の視点やリーダー育成が重要

#### 地域農業の活性化に関すること

- 関係機関とともに、農業者や農村地域団体と外部専門家、食品製造企業、流通関係者とのマッチングやコーディネート活動に努め、地域資源の活用など地域農業の振興や地域の営農体制の構築につながる取組を支援
- 中山間地域においては、現状の農業者に加え、U・I ターン就農やリモートワークの企業参入などの多様な担い手を取り込みつつ、スマート技術の導入による作業の効率化や半農半Xによる所得確保を提案するなど農業生産を継続させる視点が重要

## 1. 協同農業普及事業とは

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年七月十五日法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同し、専門の職員を置いて農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、農業の持続的な発展を図ろうとするものです。

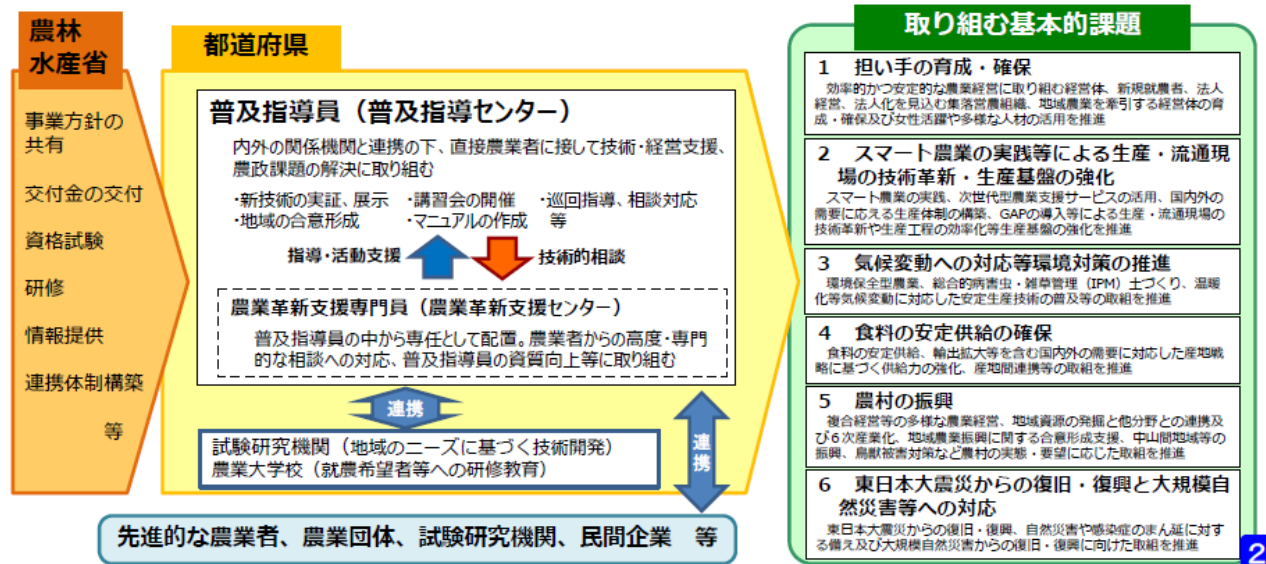
昭和二十三年の制度発足以来、農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を挙げてきました。近年では、食料・農業・農村を取り巻く環境の著しい変化に対応するため、農政改革を早急に推進する必要があり、協同農業普及事業の運営に当たっても、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出など農政の新たな展開方向に即した取り組みの強化が求められています。

また、平成24年3月には、協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）において、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談に適時・適切に対応するための農業革新支援センターの整備、並びに専門分野ごとの普及指導活動の総括・指導、他の機関との連携、高度かつ専門的な相談対応等を行う農業革新支援専門員の配置が示され、本県も農業革新支援センターの整備及び農業革新支援専門員を配置しました。

### (1) 協同農業普及事業のしくみ

#### 1-2 協同農業普及事業の概要

- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、**高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。**
- 事業実施にあたっては、**国と都道府県が事業方針を共有し**、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



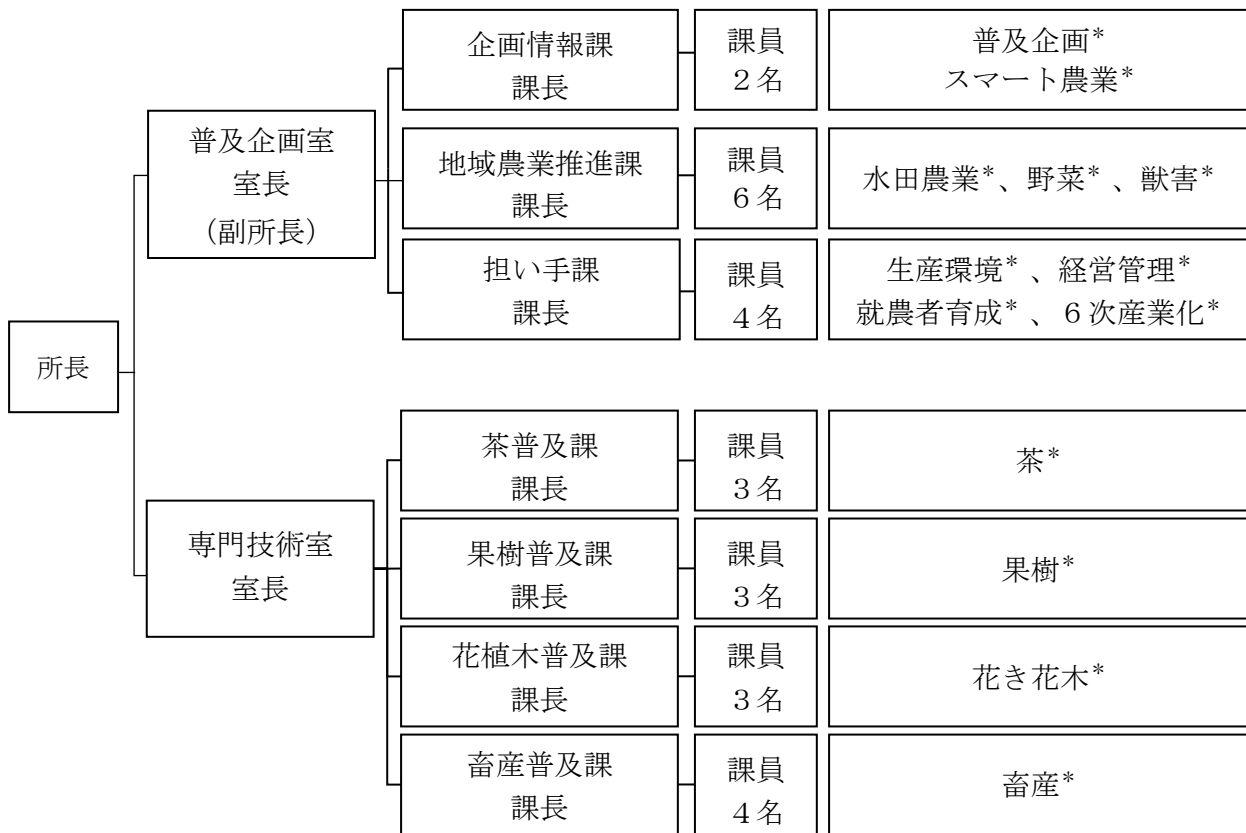
協同農業普及事業は、国と都道府県が協議して定めた「協同農業普及事業の実施に関する方針」（三重県：令和3年3月）に沿って運営しており、都道府県に普及指導員が配置されています。また、道府県の農業大学校では、普及事業の一環として、農業後継者等に対する研修教育を実施しています。

## 2. 三重県の農業改良普及センターの体制と機能

### (1) 中央農業改良普及センター（1カ所）

#### ◎体制

#### 担 当 職 務



(35名)

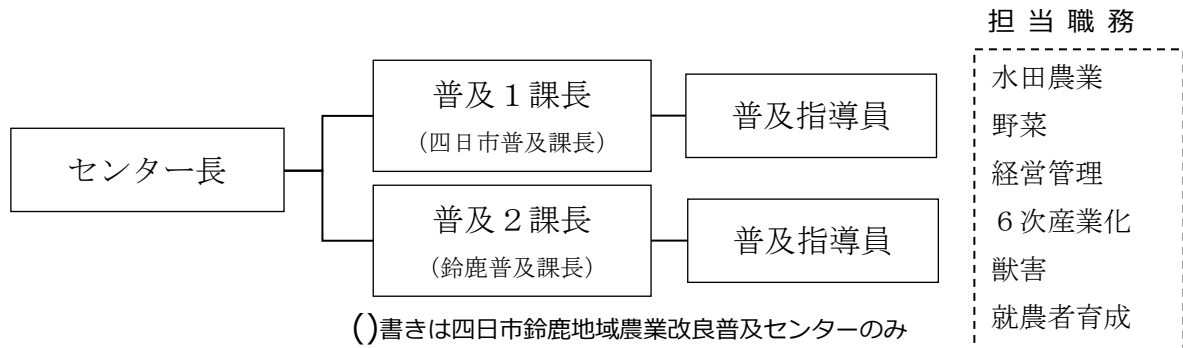
\* : 13の専門項目に農業革新支援専門員を配置

#### ◎機能

- ① 県域普及活動の企画調整
  - ・ 「普及活動計画」の進行管理
  - ・ 普及活動の評価と検証
  - ・ 普及指導員研修の企画・実施
  - ・ 県庁関係各課・関係団体等との連携調整
  - ・ 新たな農業振興策、効果的普及手法等に関する調査研究・政策提言
- ② 主産地・新規産地・経営体等への技術・経営的な支援
  - ・ 花き花木、畜産、茶、果樹（紀州を除く）部門での直接支援
  - ・ 水田農業、野菜部門は地域普及センターへの活動支援と技術支援
- ③ 6次産業化、獣害対策等の地域農業及び農山村地域振興のコーディネート活動支援
- ④ 新規参入等の定着支援（農福連携含む）
- ⑤ 土壌・植物体・病害虫等の高度な分析・診断
- ⑥ 安全・安心な農畜産物の生産活動支援
- ⑦ 高度かつ専門的な技術・経営相談に対応する農業革新支援センター機能
- ⑧ 農業大学校への教育支援

## (2) 地域農業改良普及センター（7カ所）

### ◎体制



### ◎機能

#### ①地域段階での普及活動の企画調整

- ・地域別の「普及活動計画」の策定・進行管理
- ・新たな農業振興策、効果的普及手法等に関する調査研究

#### ②主産地・新規産地・経営体等への経営支援

- ・水田農業、野菜部門は地域分担により支援
- ＜畜産、花き花木、茶、果樹は中央と連携、分担しながら対応＞

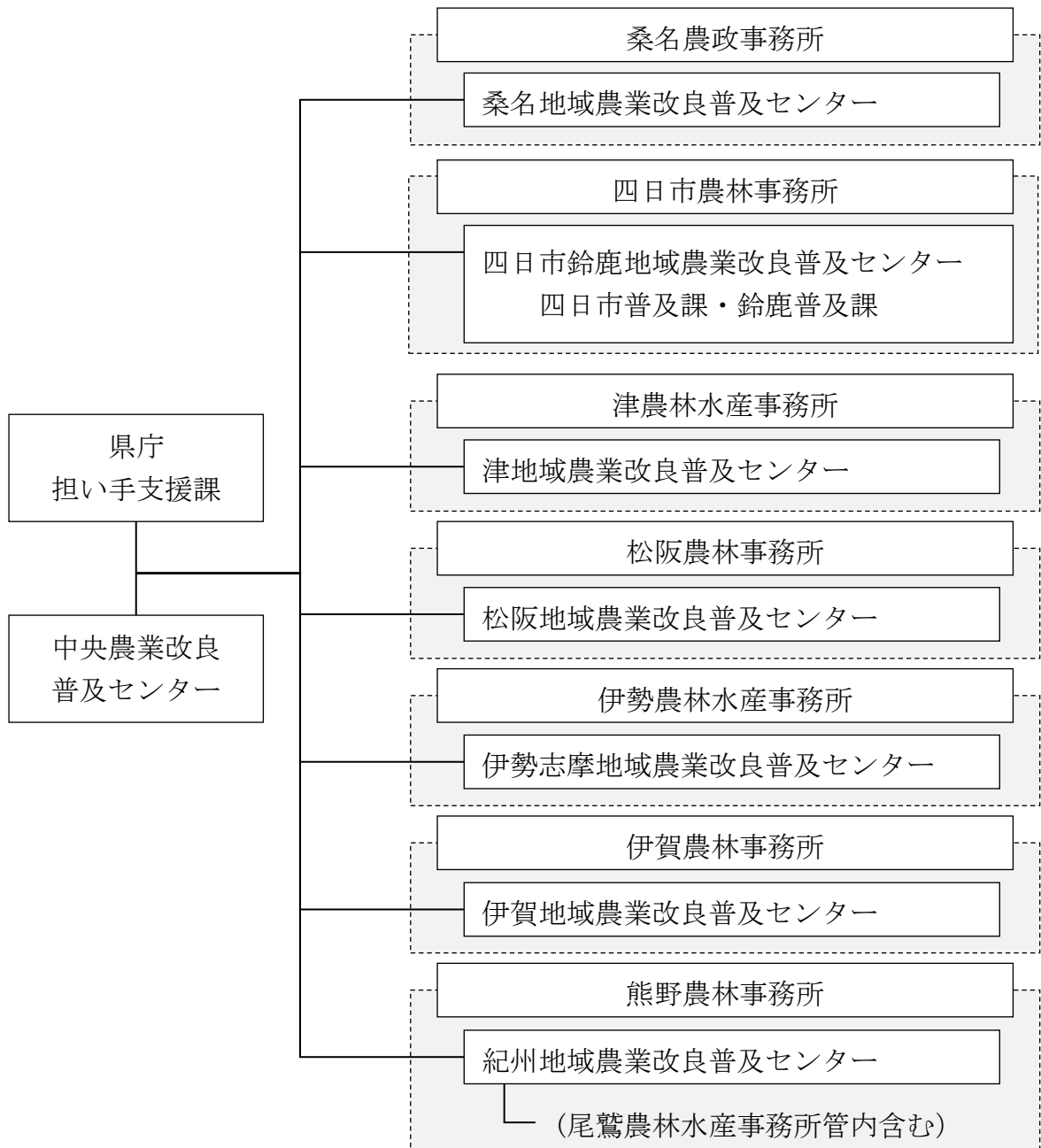
#### ③地域農業及び農山村地域活動のコーディネート活動

- ・地域密着、面的対応により合意形成等の総合的支援

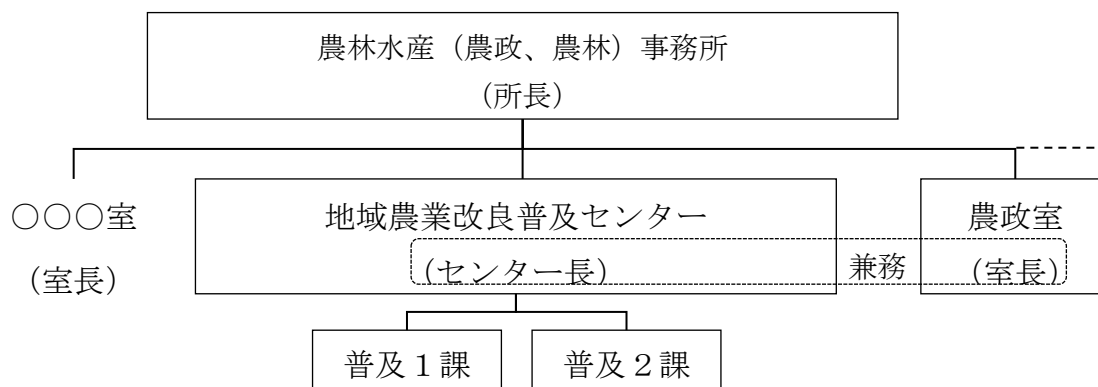
#### ④現場からの情報発信・政策提言

- ・事務所単位で施策へ反映
- ・中央で集約、県域施策へ反映

### 3. 農業改良普及センターの配置



### 4. 農林水産（農政、農林）事務所の体制



### 5. 中央農業改良普及センターと地域農業改良普及センターの担当項目別配置

	中央	桑名	四日市 鈴鹿	津	松阪	伊勢 志摩	伊賀	紀州
所長・副所長	□							
センター長		□	□	□	□	□	□	□
室長	■							
水田農業担当	●	○	○	○	○	○	○	○
野菜担当	●	○	○	○	○	○	○	○
茶担当	●							
果樹担当	●							○
花き花木担当	●							
畜産担当	●							
6次産業化担当	●	○	○	○	○	○	○	○
生産環境担当	●							
経営管理担当	●	○	○	○	○	○	○	○
獣害担当	●	○	○	○	○	○	○	○
就農者育成担当	●	○	○	○	○	○	○	○
スマート農業※	●	○	○	○	○	○	○	○
普及企画担当	●							
<b>人 数 (計 111)</b>	<b>35</b>	<b>11</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>13</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>8</b>

注) 1. センター長・室長・総務の配置 (無印は配置せず)

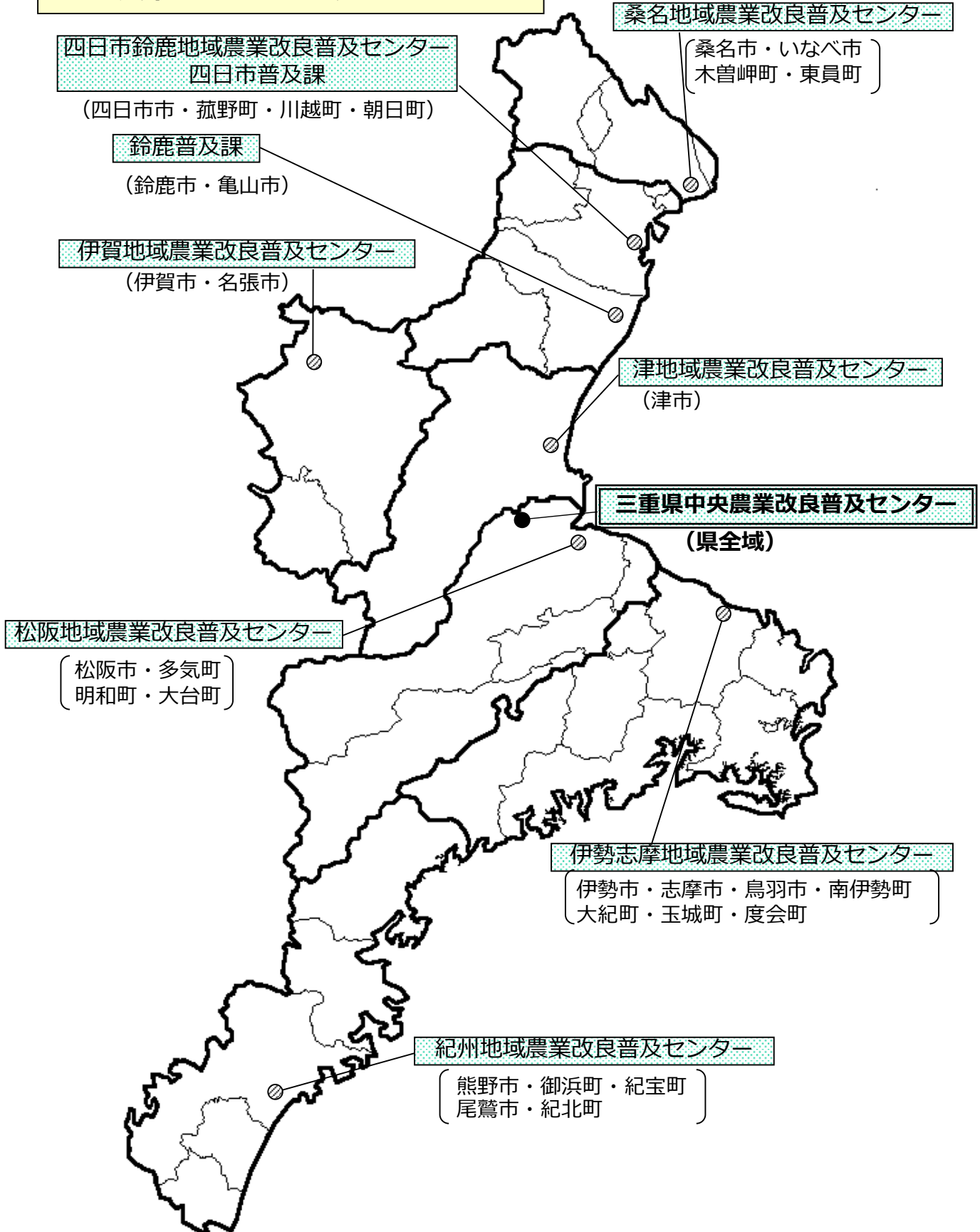
□: 所長(センター長)、副所長を配置 ■: 室長を配置

2. 項目別担当の配置

●: 地域の広域担当を配置 ○: 地域担当を配置 (※: 窓口として配置)

3. 配置人数については、再任用短時間勤務者を含む

## 地域農業改良普及センターの担当地域



(2023年4月1日現在)

## ○普及の人材育成について

### 1. 普及職員の現状

#### ○普及職員 111名（うち資格未取得者33名、うち再任用8名）

- ・平成22名以降、普及職員数は維持している。

#### ○年齢・経験年数の構成

##### <普及職員の年齢構成>

50歳以上	… 46%
40～49歳	… 11%
30～39歳	… 17%
29歳以下	… 26%

##### <普及経験年数>

10年未満	… 56%
（うち5年未満 … 39%）	

県農業系職員全体で、普及、行政、研究間でジョブローテーションを実施しており、今後ますます経験年数の低下が見込まれる。

- ・50歳以上が46%占めており、30～40代の層が少ない。
- ・普及経験年数10年未満の職員が半数以上。
- ・急激な世代交代により、経験やノウハウ、人脈を早急に次世代に繋ぐことが必要。

### 2. 人材育成の方針

#### 三重県普及指導員人材育成計画（平成29年2月作成）

##### ○理念

- ・三重県農業と普及活動の現場を支える多様な人材を育成し、次代の普及組織につなげ、未来ある農業を導く役割を果たす。

##### ○目指すべき普及指導員像

- ・三重県農業を活性化するという強い意志と情熱を持つ人材。
- ・現場感覚に優れ、職務や役割に応じた高度な専門性を身につけた人材。
- ・コミュニケーションを活発にし、連携を強めて、組織・人を元気にする人材。

##### ○取組内容

- ・普及指導員一人ひとりが、日々の普及活動の中で、問題意識を持ち、自ら進んで自己の成長を目指すことを前提とし、集合研修、OJT、調査研究を実施。
- ・普及配属2年目までの職員に対しては、トレーナー及び育成チームにより日常的なアドバイスを行うほか、定期的な報告会により普及組織全体で職員の成長を促す仕組み。



# 普及活動基本計画(令和5年度~8年度)の概要

中央農業改良普及センター  
令和5年3月

## 普及計画の 狙い・方針

### 前計画:令和元~4年度

効率的、安定的な農業経営の実現をめざし、  
・個々の農業経営体の育成に重点を置きながら、  
・課題が共通している品目分野別に計画を策定

### 普及活動を取り巻く情勢の変化

・農業者の減少に伴い、地域や産地のまとまりが希薄化  
・資材の価格高騰、脱炭素化の動きの加速で、より厳しい経営  
・一方で、農家やJAは、組織的で継続的な普及指導を期待

### 本計画:令和5~8年度

○産地と地域農業の課題にフォーカスした2本立ての計画  
・県全体計画(I~IV) ・地域普及センター計画(V)  
○指標項目を引き続き設定、組織をあげて継続的に進捗管理を実施

## I 水田農業の持続化

■地域において、水田営農システムが整備され、実需者のニーズに対応した水田作物が生産されている姿

◇指標項目:ロードマップに基づく取組数 -取組 → 160取組

・米の品質向上、高温登熟性の高い品種導入、麦・大豆などの生産性向上  
・肥料高騰に対応した堆肥の活用促進、野菜など水田への高収益作物の導入  
・組織経営の農業法人の育成、中山間地域の家族農業が継続する仕組みの検討



水田営農システムの導入に向けた集落の話し合い

## II 産地の改革

### 1 伊勢茶産地を次世代につなげる構造改革の推進(茶)

■担い手への茶園の集積や自らの強みを生かした生産・販売、次代を担う若手生産者の育成が進む環境が整備されている姿

◇指標項目:茶園利用の合意形成に取り組む産地数 1産地→6産地

・産地における意向把握や課題の明確化、産地全体で茶園利用について話し合う場づくり  
・需要に応じた生産体制の整備、スマート技術の導入、他品目の導入による複合経営の促進

### 2 果樹産業の次代を切り拓く構造改革の推進(果樹)

■産地の農家が目標を共有して課題解決に取り組み、担い手の育成や効率的な生産に向けた環境が整備されている姿

◇指標項目:産地の農家が将来目標を共有した産地数 10産地→15産地

・産地の現状把握と目標の設定、課題解決方針の合意に向けたコーディネート推進  
・優良園地の保全、労働生産性を向上させる技術・設備の導入促進

### 3 消費を意識した花き花木産地の構造改革(花き花木)

■産地として、全国的な知名度の向上と効率的で持続的な物流体制が構築されている姿

◇指標項目:物流対策に取り組む生産者数 5人→10人

・花き花木の展示会の継続実施、生産者による情報発信強化、花育・緑育の推進  
・生産者と運送業者の連携による効果的な物流対策の検証・実践



花き物流対策 共通台車の導入検討

### 4 肉用牛安定生産のための和牛子牛生産拡大(畜産)

■肥育専業から競争力のある繁殖専業や繁殖肥育一貫経営への転換が進んでいる姿

◇指標項目:肉用子牛生産頭数 1,782頭→1,850頭

・繁殖雌牛の飼養繁殖技術や子牛の哺育育成技術の向上  
・新規繁殖農家の掘り起こし、酪農家における受精卵移植による肉用子牛生産の促進

## III 産地の持続

■収益性の高い野菜品目の安定生産が図られ、産地が維持・発展するとともに、新規生産者の確保、環境に配慮した栽培方法の普及により、産地評価が向上している姿

◇指標項目:スマート技術等の新技術導入の面積(イチゴ) 334a→1,200a

・スマート農業技術や総合的な防除体系(IPM)の導入促進  
・産地における新規就農者の受入・支援体制の整備  
・福祉事業所の農業参入などによる栽培者の確保



若手農業者向けイチゴ栽培研修会

## IV 持続可能な農畜産業のための環境整備

### 1 新規就農者の経営安定(就農者育成)

■新規就農者の受入体制や育成の仕組みが構築され、就農者が地域に定着し、経営継続している姿

◇指標項目:就農計画を実現するために必要な改善目標を設定し達成した人数の割合 -%→80%

・就農ビジョンの策定支援、栽培や経営管理の技術向上に向けた重点指導  
・農地や施設等の斡旋体制の整備、研修品目の拡大

### 2 担い手の経営理念の実現(経営管理・6次産業化)

■担い手が経営理念に基づき、ステップアップの繰り返して経営発展するとともに、地域に貢献している姿

◇指標項目:年度到達目標を達成した経営体数 -経営体→105 経営体

・生産物の高付加価値化や地域資源の活用促進  
・経営の法人化、第三者を含む円滑な事業承継、労働環境の整備、GAPの導入等による経営改善の促進

### 3 農業被害軽減に向けた獣害対策の推進(獣害)

■獣害対策に取り組む集落が増加するとともに、獣害対策の高度化や効果継続に向けた集落体制が整備されている姿

◇指標項目:獣害対策の効果向上・効果継続等に向けた取組を実践した集落数 -集落→100集落

・新規の取組の開始に向けた集落点検、効果継続のための侵入防止柵の維持管理体制の構築  
・地域住民一体で取り組める体制づくり、隣接集落との対策に係る連携促進

### 4 みどりの食料システム戦略・SDGsへの対応(生産環境・畜産)

<生産環境>

■生産資材が適正に利用され、環境負荷の少ない生産方式により農産物の生産が進んでいる姿

◇指標項目:環境負荷低減事業活動に取り組む件数 -件→80件

・スマート農業技術を活用したリスク予測に基づく施肥・病虫害管理技術の普及  
・食物残渣などの地域資源を活用した資材(堆肥)の利用促進

<畜産>

■飼料作物の耕種農家による生産と畜産農家による利用やエコフィードの利用拡大が進むとともに、暑熱対策や堆肥の適正利用など畜産環境が保全されている姿

◇指標項目:WCS用稲作付面積 293ha→330ha

・WCS等を生産する耕種農家とそれを利用する畜産農家のマッチングの推進  
・良質な畜産堆肥の生産技術の普及と供給体制の整備促進



稲WCSの飼料価値の調査

## V 地域振興に向けた重点的な取組(地域農業改良普及センターの計画)

【桑名】木曾三川デルタ、北勢中山間地域における総合防除推進

【四日市鈴鹿】茶産地の構造改革

【津】津産津消をきっかけとした持続可能な津市の農業・農村づくり

【松阪】地域資源を活用した持続可能な農業生産モデルの育成

【伊勢志摩】伊勢志摩の特色ある農業モデルの構築

【伊賀】伊賀の農業を支える元気な集落づくり

【紀州】園地の再整備に伴う柑橘生産営農システムの構築

※指標項目:現状値→目標値(令和8年度)